

修繕等の負担区分

別表 3

1 田柄特別養護老人ホーム（大規模改修工事実施済）

	項目名	練馬区	練馬区社会福祉事業団
建築	屋上防水		更新・修繕
	勾配屋根		塗装
	バルコニー防水		更新・部分補修
	外壁タイル		更新・浮き等補修
	外壁吹付タイル		更新・浮き等補修
	外部シーリング		更新
	外部金物		更新・塗装
	外部天井ボード		更新・塗装
	内装材・建具等		更新・修繕
	外構		インターロッキングの補修
電気設備	受変電設備(盤機器類)	更新	修繕
	直流電源設備(盤機器類)	更新	修繕
	自家発電設備(盤機器類)	更新	修繕
	動力設備(盤機器類)	更新	修繕
	照明器具(機器類)	更新 ※	修繕
	電話機器(機器類)	更新 ※	消耗品取替(修繕)
	呼出機器(機器類)	更新 ※	修繕
	放送機器(機器類)	更新 ※	修繕
機械設備	空調換気設備(機械)	更新	部品・消耗品の交換
	空調換気設備(配管・ダクト類)	更新	配管・付属品類の補修
	衛生設備(機械類)	更新	部品・消耗品の交換
	衛生設備(衛生器具類)	更新	部品・消耗品の交換
	衛生設備(配管類)	更新	配管・付属品類の補修
	その他(厨房機器)	更新	部分補修
昇降機設備(小荷物専用昇降機除く)		更新	保守・修繕

※ 端末や消耗品の交換などは除く。

2 関町・富士見台・大泉特別養護老人ホーム（大規模改修工事未実施）

(1) 大規模改修工事実施まで

- ① 躯体部分に係る修繕は、練馬区が費用負担のうえ実施する。
- ② その他、小規模修繕等は、練馬区社会福祉事業団が費用負担のうえ実施する。

(2) 大規模改修工事実施以降

田柄特別養護老人ホームと同様の負担区分を定める。

3 その他

修繕の負担区分については、契約更新ごとに練馬区と練馬区社会福祉事業団で協議することとする。ただし、特別な事情が発生した場合は、練馬区と練馬区社会福祉事業団で協議することとする。